

解約届

賃貸人 殿

下記の通り、建物賃貸借契約の解約を届出いたします。

借主住所	
借主氏名	※押印してください→ 印

契約物件名	
物件所在地	

本届記入日	令和 年 月 日
解約理由	
解約日	令和 年 月 日 まで
立会希望日	令和 年 月 日 () [時間] 午前・午後 : ※
※ 原則として立会いは解約日に行いますが、 日・祝祭日は立会いができません ので、解約日が日・祝祭日の場合は、解約日前の月～土をご指定下さい。なお、時間は午前10時から午後4時までの間をご指定下さい。	
転居先住所 (書類送付先)	〒 -
電話番号	- (転居後連絡可能な番号)
MAIL	(退室清算時にご連絡可能なアドレス)
清算金 返金口座	銀行 支店 信用金庫
※ゆうちょ銀行の 口座は振込用の 支店・口座番号を ご記入下さい	1.普通 2.当座 口座番号
	フリガナ
	口座名義
※ 原則として振込先は、ご契約者名義の口座に限らせて頂きます。	

- 解約予告期間は、本届を賃貸人が受領した日(郵送届出の場合は消印日、メール・FAXの場合は受信日、以下「届出日」)の翌日から起算いたします。但し、「本届記入日」欄にあらかじめ日付が印字されている場合は、その日を届出日として計算いたします。
- 明渡しの際は立会いが必要となります。家財等の搬出及びゴミ処分が済み、空室の状態で明け渡して下さい。
- 鍵の返還をもって明渡し完了となりますので、返還当日までの日割賃料をお支払い頂くこととなります。但し、返還日が届出日の翌日から起算して下記期日を経過していない場合は、届出日の翌日から起算して下記期日までの賃料をお支払い頂きます。
- 室内に破損・故障等がある場合には申告をお願いいたします。
- 敷金等清算金の振込手数料は賃借人(借主)様の負担となります。

契約書記載の解約予告期日	ヶ月前
--------------	-----

解約届提出先 問い合わせ先	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1丁目1番6号 12SHINJUKU 12階 株式会社エストプロ 解約受付係 TEL:03-6380-0075 / FAX:03-6380-0076 MAIL:kanri@estate-pro.jp
------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[弊社記入欄]

受付日 令和 年 月 日

▶1. 解約届のご記入について

- ① 借主様の住所・氏名をご記入いただき、押印をお願いします。
- ② 本届記入日をご記入下さい。(※すでに印字されている場合は無記入で結構です。)
- ③ 解約日をご記入下さい。なお、解約日以降はお部屋をお使いいただけなくなりますのでご注意ください。
また、**解約届出後の解約日の変更は受付できません。**
- ④ 立会希望日をご記入下さい。原則として立会いは解約日に行いますが、解約日が**日・祝祭日の場合、立会いができません**ので、解約日前の月～土をご指定下さい。なお、立会可能時間は**午前10時から午後4時まで**となっております。ご了承下さい。また、立会希望日が確定できない場合は空欄で届出し、確定後にお電話ください。但し、10日以上前までにご連絡頂けない場合の日程調整には対応できない場合があります。
- ⑤ 転居先住所及び電話番号をご記入下さい。記載のない場合、敷金等の清算ができない場合がありますのでご注意ください。なお、転居先未定の場合には、ご解約後に弊社からの郵送物を受取可能な住所(実家・保証人宅・勤務先等)をご記入下さい。
- ⑥ 敷金・賃料等の返還金振込先をご記入下さい。必ずフリガナをご記入下さい。

▶2. 解約予告期間について

- 解約予告は、解約届下欄記載のとおりとなっております。予告期間は、解約届を賃貸人が受領した日、郵送届出の場合は消印日、印字されている場合はその日の翌日より起算いたします。
- 解約予告期間起算日より解約予告期間以前に明渡し(お引越)される場合は、解約予告期間起算日より解約予告期間分の賃料が発生いたします。

▶3. 敷金・賃料の清算について

- 賃料等については、**解約月の分までをお支払下さい**。多くお支払いいただいた分につきましては、日割計算後、敷金清算金とともにご返金いたします。
- 敷金清算の際には、契約書の内容にしたがい、未払い賃料・原状回復費用・室内クリーニング費用等を差し引かせていただきます。なお、敷金や日割賃料等の返還は、明渡後3週間～1ヶ月程度の時間を要しますのでご了承下さい。
- 敷金・賃料清算時に「清算書」を作成し、解約届記載のご住所に送付いたします。内容のご確認をいただき、ご署名後のご返送ののちに返還手続きとなります。

▶4. 明渡し時の注意

- 解約日までに必ず電気・ガス・水道等の解約手続きを済ませて下さい。
- 立会日までに粗大ごみ等の処分(手配)を行って下さい。普通ごみも同様にすべて処分をお願いします。立会時にごみ等が残されている場合、ごみ処分費用をいただきます。
- 郵便局及び各種機関へ転居の手続きを行って下さい。解約日以降に届いた郵送物につきましては原則シュレッダー等にて処分いたしますのでご注意ください。
- 立会時には契約時に受領した**鍵をすべて**お持ち下さい。本数が異なる場合や番号等が異なる場合はシリンダー交換費用をいただきます。